

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

メール版「NPO通信」 (令和5年1月13日号)

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

長野県県民協働課から、メール版「NPO通信」をお送りします。  
このメールは、Bccで送信しています。

---

【1】再掲：「法人経営をアップデート～認定NPO法人・県条例指定NPO法人の活用～」を開催します (1月30日(月))

---

令和5年1月30日(月曜日)13時30分から上記のセミナーをオンラインで開催します。

認定・条例指定を受けた法人は、法人への寄付金が税の優遇措置の対象となるとともに、基準を満たす運営(経営)は、社会的信頼の向上(認定基準に適合する運営)や組織運営(ガバナンス)の強化などにもつながります。

今回のセミナーでは、制度の解説とともに、認定等を取得したNPO法人による取得の効果、組織強化に向けたポイント等をお話します。参加費は無料です。

法人運営(経営)の強化に向けて、ぜひご聴講ください。

■詳細はこちら <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/ninteiseminner.html>

■申込はこちら

[https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=28380](https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=28380)

■申込期限 令和5年1月25日(水曜日)

---

【2】参加者募集：「NPO法人と税金」を開催します (2月10日(金))

---

令和5年2月10日(金曜日)13時30分から上記のセミナーをオンラインで開催します。

税理士及び国税職員からNPO法人に係る税金やインボイス制度等について分かりやすく解説していただきます。参加費は無料です。

NPO法人の税務について不安がある方、法人の会計担当の方、インボイス制度や電子帳簿保存法について知りたい方等の参加をお待ちしております。

■詳細はこちら <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/r4zeikinseminer.html>

■申込はこちら

[https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=29344](https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=29344)

■申込期限 令和5年2月7日(火曜日)

### 【3】令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されます

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式であり、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるために導入されるものです。



事業者の方の対応としては、必ずしも新しくインボイスという書類を一から作成しなければならないわけではなく、これまでの請求書等に「登録番号」等の記載事項を追加していただく必要があります。

また、インボイス発行事業者となるかは事業者の任意であり、登録を受けるかどうかは各事業者の取引状況や事業実態を踏まえて、検討することとなります。

インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

制度開始からインボイス発行事業者となるための申請手続については、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

#### 【参考】インボイス制度特設サイト・相談窓口

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

##### ① インボイスコールセンター

(インボイス制度に関する一般的(※)なご質問やご相談)

0120-205-553 (9:00~17:00 土日祝除く)

※ 個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談)を希望される方は所轄の税務署への電話(音声ガイダンス「2」を選択)により、面接日時等をご予約ください。

##### ② インボイス制度に関する税務相談チャットボット

##### ③ 説明会の開催案内

##### ④ インボイス制度について解説した動画(国税庁動画チャンネル)

##### ⑤ インボイス制度に関する取扱通達やQ&A

などを掲載しています。

特設サイト



---

【4】参加者募集：令和4年度労働者協同組合法セミナー「労働者協同組合法県民向け説明会」を開催します（1月26日(木)）

---

令和4年10月に施行された労働者協同組合法の概要や活用事例等を解説する説明会をオンラインで1月26日（木曜日）14：00～15：30に開催します。

「労働者協同組合法ってどんな法律？」「全国や県内での活用事例を知りたい！」「NPO法人から労働者協同組合への移行を検討したい」と考えている方におすすめです！

■詳細はこちら <https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/rodo/shuro/rokyoho.html>

■申込みはこちら

[https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=28861](https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=28861)

■申込み期限 令和5年1月20日（金曜日）

---

#### 【5】総会及び理事会の議事録について

---

「議事録」は運営の基本です。総会等における審議の経過と結果を記録する議事録は、正しい手続きにより重要事項が決定されたことを証明する重要な書類です。定款の「総会」及び「理事会」の章の「議事録」の条項に基づき、慎重に作成しましょう。

～よくある誤り～

##### ■出席者数

出席者数には、当日会場に来た正会員数（当日出席者数）だけでなく、書面又は電磁的方法による表決者数、表決者委任者数及びWEBやネットワーク経由による出席者数も含めません。

例) 正会員総数30名、5名が当日出席、2名がWEBで出席、10名が書面で表決、3名が表決を委任、10名が欠席の場合

×正会員数30名、出席者数5名（うち書面表決者10名、表決委任者3名、WEB表決者2名）

○正会員数30名、出席者数20名（うち書面表決者10名、表決委任者3名、WEB表決者2名）

##### ■議事録署名人の人数と、「署名」「記名」

定款の「総会」及び「理事会」の章の「議事録」の条項では、議事録署名人の人数と、「署名」及び「記名」のどちらで記載するか規定しています。「署名」は氏名を手書きすることで、「記名」は署名又はそれ以外の方法（パソコンで氏名を打つこと等）で氏名を記すことです。定款で署名とあれば、指定した署名人による氏名の記載が必要です。

○議事録の作成の前にこちらで書き方についてご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/giziroku.html>

---

## 【6】内閣府からのお知らせ：責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインについて

---

標記に関し、経産省より、内閣府を通じて周知依頼の連絡がありましたのでお知らせいたします。

本ガイドラインは、企業の規模、業種にかかわらず、日本で事業活動を行う全ての企業を対象として、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD 多国籍企業行動指針及びILO 多国籍企業宣言をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、企業による人権尊重の取組に当たっての考え方・方法を、事例も交えながら、具体的かつわかりやすく解説したものです。

■詳細はこちら <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/supplychain.html>

### 配信について

※配信を希望されない方は以下までメールにてご連絡ください。

件名：「配信停止希望」 宛先：[info-npo@pref.nagano.lg.jp](mailto:info-npo@pref.nagano.lg.jp)



---

長野県県民文化部 県民協働課 協働・NPO係

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7189

FAX 026-235-7258

E-mail [info-npo@pref.nagano.lg.jp](mailto:info-npo@pref.nagano.lg.jp)

